

港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令について平成17年4月
港 湾 局**． 背 景**

港湾計画は、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和49年運輸省令第35号。以下「計画基準省令」という。）に定める基準に適合したものでなければならないこととされており（港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第3条の3第2項）、京浜、大阪等の重要港湾の港湾計画が本年度に改正されることとなっている。

昨年4月に海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第36号）が成立したところであるが、平成17年5月に本改正法が施行されると、港湾管理者はこれまでの廃油処理施設等に加え、排出ガス処理施設についても、当該港湾において施設が確保されるよう港湾計画等に定めなければならない（海防法第44条）ことから、港湾計画に排出ガス処理施設に関する事項が適切に定められるように、標記省令について排出ガスの特性を踏まえた規定を追加する。

また、先般、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「国際船舶港湾保安法」という。）」が公布され、同法第29条第1項の重要国際埠頭施設においては、一般に保安の確保のための措置が講じられることとなったところであるが、重要国際埠頭施設の管理者は、そのような措置を講ずるために必要な埠頭保安設備を設置し、及び維持しなければならないこととされている（同条第2項）ことを踏まえ、港湾管理者が港湾計画の策定に当たり、埠頭保安設備の配置を考慮することによって、港湾の開発、利用、維持等が合理的となるよう改正を行うこととする。

加えて、近年、自然再生推進法や景観法等の施行に見られるように、自然再生や良好な景観の形成についての関心も高まっていることから、港湾計画において、港湾の秩序ある整備と適正な運営に必要な要素の一つである景観も考慮して環境の整備及び保全に関する事項を定めることを明示し、また、必要に応じて自然的環境を整備若しくは保全する区域又は良好な景観を形成する区域を定めるよう所要の改正を行うこととする。

． 改正の概要

- (1) 港湾において処理する排出ガスの種類及び量並びに排出ガス処理施設（海防法第44条に規定する排出ガス処理施設をいう。）の規模及び配置を定める際の考慮事項を規定
- (2) 係留施設、旅客施設、荷捌き施設、保管施設等の規模及び配置を定める際の考慮事項として埠頭保安設備の配置を追加
- (3) 良好な港湾の環境を形成するため、港湾の環境の整備及び保全に関する事項を定める際の考慮事項として景観を追加するとともに、必要に応じ自然的環境を整備若しくは保全する区域又は良好な景観を形成する区域を計画に定めるものとする旨を規定

． 施行期日

施行 平成17年5月19日（海防法の改正法の施行日）